

令和6年 死亡災害発生状況一覧表(令和7年3月末日現在)

| 愛媛労働局 |     |              |            |       |    |          |        |                                                                                                                                                                                      |                          |
|-------|-----|--------------|------------|-------|----|----------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 番号    | 所轄署 | 発生日<br>発生時間帯 | 業 種        | 被 災 者 |    |          | 発 注 者  | 発 生 状 況                                                                                                                                                                              | 事故の型<br>起因物              |
|       |     |              |            | 性別    | 年齢 | 職種       |        |                                                                                                                                                                                      |                          |
| 1     | 今治  | 1月<br>0時     | 警備業        | 男     | 70 | 警備員      | —      | 被災者は、一人で施設内の夜間警備中、機械警備の起動装置を動作させるため、施設内の通路を徒歩で移動していたところ転倒し、コンクリートの床に後頭部を打撲したものの、翌朝、施設の者が出勤した際に、倒れている被災者を発見し、搬送先の医療機関で死亡した。                                                           | 転倒<br>通路                 |
| 2     | 八幡浜 | 3月<br>15時    | 道路建設工事業    | 男     | 50 | 土工       | 地方公共団体 | 道路災害復旧工事の現場にて、栗石を路面下約3.7メートルの位置に降ろすため、栗石を詰めたモッコ（綱）をドラグ・ショベルでつり上げ、所定の位置に降ろす作業において、上部旋回体を旋回させたところ、その反動でドラグ・ショベルが路肩から転落し、運転席から投げ出された被災者は、立木と当該ドラグ・ショベルのアーム部分に挟まれた。                      | 墜落、転落<br>掘削用機械           |
| 3     | 八幡浜 | 6月<br>0時     | パルプ・紙製造業   | 男     | 68 | 貨物自動車運転手 | —      | 被災者は、フェリー乗船のためトラックを岸壁付近に停車し、乗船待ちを行っていたところ誤って海中に転落し、溺死したものの。                                                                                                                          | おぼれ<br>水                 |
| 4     | 新居浜 | 7月<br>13時    | 一般貨物自動車運送業 | 女     | 51 | 貨物自動車運転手 | —      | 鉄工所の門型クレーンにてトラックへの荷の積み込み作業を行い、その後クレーン運転士が玉掛けに使用していたスリングをクレーンにて荷から引き抜こうとしたところ、スリングが荷に引っ掛かり、積み込んでいた荷が荷台にいたトラック運転者の上に落下したものの。                                                           | 飛来、落下<br>玉掛け用具           |
| 5     | 今治  | 7月<br>17時    | その他の建設業    | 男     | 51 | 潜水士      | 民間     | 沈没したガット船の油抜き作業のため、二人一組で潜水し油が保有されているクレーンポストまでの出入り口として、沈没船の外板（厚さ約10mm）に1m×1mの開口を設けるため酸素アーク溶断作業を水中で行っていたところ、突然爆発し、2名が被災（1名が死亡）したものの。                                                    | 爆発<br>可燃性ガス              |
| 6     | 今治  | 8月<br>14時    | 造船業        | 男     | 51 | 作業員      |        | 被災者は、造船所構内の船体ブロック上で、足場材の運搬作業を行っていた。<br>作業中、突然倒れたため、救急搬送したが、翌日に死亡したものの。                                                                                                               | 高温・低温の物との接触<br>高温・低温環境   |
| 7     | 新居浜 | 11月<br>9時    | 化学繊維製造業    | 男     | 59 | 化学繊維製造工  |        | 2段積みされたフレコンバック(円柱形、1袋の直径110cm×高さ95cm・重さ約500kg)に雨除けカバーをかけるようとしたところ、上段のフレコンバックが周辺で作業していた労働者側に落下し、建屋施設とフレコンバックとの間にはさまれ死亡したものの。                                                          | 飛来、落下<br>荷姿の物            |
| 8     | 今治  | 11月<br>11時   | 染色整理業      | 男     | 56 | 漂白・精練工   |        | 約120度の高温の溶液(水・過酸化水素・苛性ソーダ・安定剤等の混合液)について、糸の精練のために使用した後、誤って地下施設に排出してしまい、地下施設にいた労働者が当該溶液を浴びたため、4日後死亡したものの。                                                                              | 高温・低温の物との接触<br>高温・低温環境   |
| 9     | 今治  | 11月<br>9時    | 造船業        | 男     | 44 | 作業員      |        | 造船所構内において、つり上げ過重73.7tのジブクレーンにより、船舶横に立体タラップを設置。その後、立体タラップに取り付けられた玉掛用ワイヤーロープ等の取り外し作業を行っていたところ、当該作業が終了していないにもかかわらず、ジブクレーンによるワイヤーロープの巻き上げが行われたため、ワイヤーロープと乗船タラップ手すりの間に労働者の頸部がはさまれ死亡したものの。 | はさまれ、巻き込まれ<br>玉掛用具       |
| 10    | 今治  | 11月<br>8時    | 造船業        | 男     | 53 | 作業員      |        | クレーンフックに取り付けられた玉掛け用具の不具合確認のためクレーンガーダ上に設置された電気室内の制御盤を確認後、クレーンガーダ下部にある運転室に、はしご道を使用して移動してとところ、被災者が、はしご道の上部3段目ありの踏みさんから落下し、その拍子に落下先の踊り場に設けられた高さ約1.2mの手すりを背中から乗り越え、地上まであわせて約6m落下したものの。    | 墜落・転落<br>クレーン            |
| 11    | 今治  | 12月<br>10時   | 道路貨物運送業    | 男     | 57 | 運転手      |        | トラック運転者たる被災者が、作業場の屋根に安全ブロックを介して取り付けられた胴ベルト型の墜落制止用器具を使用し、荷台上で積み込み作業等を行った後、墜落制止用器具を着用した状態で被災者自らトラックを発進させたため、腹部が圧迫され死亡したものの。                                                            | はさまれ、巻き込まれ<br>その他の用具     |
| 12    | 松山  | 12月          | 産業廃棄物処理業   | 男     | 56 | 作業員      |        | 被災者2名が、汚染土壌処理場の焼成土排出口付近の炉外ベルトコンベア上で焼成土の処理を行っていたところ、焼却炉排出口から放出された焼成土による熱を浴び、全身熱傷により死亡したものの。                                                                                           | 高温・低温の物との接触<br>その他の装置、設備 |
| 13    |     | 20時          |            | 男     | 48 | 作業員      |        |                                                                                                                                                                                      |                          |